

「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成23年1月28日
厚生労働省健康局水道課

「『水質基準に関する省令』、『水道施設の技術的基準を定める省令』及び『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』の一部改正案」について、平成22年9月6日から同年10月5日まで意見募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は別紙のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	意見概要	件数	回答案
＜トリクロロエチレンに係る水質基準の改正について＞			
1	<p>新基準案は、水道水における検出状況及び健康影響を踏まえた評価に基づくものだが、評価方法に恣意が入り込むことが避けられないような推定の積み重ねに基づいており、評価の信憑性について疑問がある。</p> <p>水道水における検出状況を踏まえ、基準値を超える水道が存在しない値から逆算したのではないか。</p> <p>最近の技術によって可能となるトリクロロエチレンの除去量等も考慮して基準を設定すべき。</p>	1件	<p>今回の評価値は、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、汚染地下水を原水としている地域等において特異的に高濃度で水道水中に含まれる場合があることを考慮するとともに、我が国における大気や食品からの曝露量及び原水汚染がある場合の水道水摂取を仮定した曝露量を用い、水道水からの蒸発に関して追加曝露を考慮すべきとしたWHO飲料水水質ガイドラインの指摘を踏まえ、水道水由来（経口飲用分と吸入・経皮曝露分合計）の曝露割合を70%と算定し、評価値を算定したものであり、水質基準値として妥当な値であると考えます。</p>
2	<p>本基準については、平成23年4月の施行が予定されている。</p> <p>規模の小さい専用水道施設では他水源のバックアップをもたない場合や施設整備に迅速に対応できない施設も多い状況。</p> <p>これまでの水質基準の改正では公布から施行まで期間がなかったため、今回の項目については、事前に施設に対して情報提供を行い対応について指導しているが、大規模な施設整備が伴うような場合、明確な指導根拠が求められる。</p> <p>基準改正にあたっては、専用水道の状況や公布から施行までの期間（施設改修が必要な場合は、施設の整備計画の策定期間、確認申請等の手続きの期間、設備改修の実施期</p>	1件	<p>トリクロロエチレンについては、一般公開された平成22年2月の厚生科学審議会生活環境水道部会において評価値を強化することが決定されており、水道担当者会議等において情報提供を行ってきました。人の健康を確保するとの観点から評価値を迅速に設定する必要があるため、平成23年4月に施行することは適切と考えます。</p> <p>なお、基準を超過する専用水道が存在する場合は、当該水道設置者に対し、曝気槽の設置等によるトリクロロエチレン濃度の低減や市町村が運営する水道への切り替えを促すとともに、これらの対策が講じられるまでの間は、煮沸した後に飲用することや入浴時に換気すること等の</p>

	<p>間、給水開始前の水質検査の期間が必要になるため)や施設改修中の場合の基準の取扱いについても考慮願いたい。</p>	<p>注意事項を利用者に周知するよう、都道府県衛生行政担当部局等を通じて呼びかけていきます。</p>
--	---	--